

QUICPayS

規約・規定集

トヨタファイナンス株式会社

この規約・規定集をよくお読みいただき、内容をご了承のうえ、
カードをご利用ください。

第一章 <一般条項>

第1条 (目的等)

本規定は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という）の内容、利用方法、ならびに第2条第1項（2）に定めるQUICPay S会員と当社との間の契約関係について定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を搭載した所定の非接触式ICカードをいいます。
- (2) 「QUICPay S会員」とは、本規定を承認の上、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。
- (3) 「QUICPay S加盟店」とは、所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (4) 「QUICPay S専用端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay S加盟店に設置された専用端末をいいます。
- (5) 「QUICPay S ID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay S会員に個別に付される20桁の数字からなるIDをいいます。

第3条 (本カードの発行および貸与)

1. QUICPay S会員となろうとする者（以下「QUICPay S入会申込者」という）は、当社所定の『QUICPay S入会申込書』に必要事項を記入し、本決済システムの利用を希望する旨を明記し、利用の目的（取引目的）を選択の上、本決済システムの利用を申し込むものとします。
2. 当社は、QUICPay S入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行する本カードを貸与します。なお、本入会申込みに際し、虚偽の事実を記入し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付したと当社が判断した場合、当社は入会を承認しません。
3. QUICPay S会員と当社との間の本決済システムの利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をしたときに成立します。
4. 本カード上には、QUICPay S会員名、QUICPay S IDおよび有効期限等（以下「本カード情報」という）が表示されます。本カードは、その貸与を受けたQUICPay S会員本人以外、使用できません。
5. QUICPay S会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、QUICPay S会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとします。
6. QUICPay S会員は、自己に貸与された本カードに搭載されたICチップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
7. QUICPay S会員が前三項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、当社は、当該第三者による利用をQUICPay S会員本人による利用とみなします。

第4条 (有効期限、更新)

1. 本カードの有効期限は、当社が指定するものとし、本カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPay S会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQUICPay S会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という）を発行します。
3. QUICPay S会員は、更新カードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無に

かかわらず、QUICPAY S会員の責任において、切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。

4. カードの有効期限前におけるカード利用に基づく債務の支払については、有効期限経過後も本規約を適用するものとします。

第5条（本カードの再発行）

当社は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由によりQUICPAY S会員が希望し、当社が審査のうえ適当と認めた場合、本カードを再発行します。

第6条（カード発行手数料）

QUICPAY S会員が入会時、有効期限の更新時または再発行時にそれぞれ、本カードにつき、支払うべき当社所定の本カード発行手数料は無料とします。

第7条（年会費）

QUICPAY S会員が、当社に対し毎年継続して別途定める期日に支払うべき当社所定の年会費は無料とします。

第8条（本カード利用が可能な金額）

1. 本カードの利用可能枠（本カード利用代金の未決済残高）は、当社が定めた金額とします。ただし、当社が必要と認めた場合は、本カードの利用可能枠を任意に変更できるものとします。
2. 前項にかかわらず、QUICPAY S会員による本カード利用は、1回あたり金20,000円を上限とします。
3. QUICPAY S会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えて本カードを利用してはならないものとします。当社の承認を得ないで利用可能枠を超過して使用した場合も、QUICPAY S会員は当然に支払義務を負うものとし、当社が求めたときは、当該超過金額を直ちに一括して支払うものとします。

第9条（複数枚カード保有の場合の特則）

QUICPAY S会員が、当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、本カードおよびすべてのクレジットカードの合計利用可能枠は、QUICPAY S会員が保有するクレジットカード枚数にかかわらず各クレジットカードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い額をもって当該会員の利用可能枠とします。ただし、それぞれのクレジットカードにおける利用可能枠は、各クレジットカードごとに定められた金額を限度とします。

第10条（支払期日および方法）

1. QUICPAY S会員の本カード利用代金等の当社に対する債務は、毎月5日に締め切り翌月2日（当日が金融機関休業日である場合は翌営業日。以下同じ）に、予めQUICPAY S会員が届け出した金融機関の預金口座等（以下「支払口座」という）から、口座振替の方法により支払うものとします。ただし、当社が特に必要と認める場合または事務上の都合により、翌々月以降の支払日からの支払、その他上記以外の方法および上記以外の日に支払う場合があるものとします。
2. 当社が認める場合、QUICPAY S会員は、前項に規定する方法に加え、当社が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替ができるサービスを、自らの要請に基づき利用できるものとします。この場合、QUICPAY S会員は口座振替する日を当社が指定する日から選択するものとします。
3. 当社は、QUICPAY S会員が複数枚のクレジットカードを保有するとき、QUICPAY S会員とその他の契約を締結しているとき等QUICPAY S会員との間で複数の契約があり、かつ各契約の支払期日が同一である場合には、各契約における請求を合算して行う（以下「合算請求」という）ことができるものとします。なお、合算請求した金額に対し口座振替ができなかった場合は、当社は、合算請求を行った全ての契約について支払がなかったものとして取扱うことをQUICPAY S会員は予め承諾するものとします。
4. QUICPAY S会員から領収書発行の請求があった場合、その他法令により必要な場合を除き、当社は領収書の発行は行わないものとします。

第11条（支払金等の充当順序）

QUICPAY S会員の当社に対する債務の支払が、本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合は、支払金の債務への充当は、当社所定の順序・方法に

より行うものとしします。

第12条(支払額の通知および残高承認)

1. 当社は、第10条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細に関して、QUICPayS会員の届出電子メールアドレス宛に送信する等の方法により、支払額を通知するものとしします。
2. 前項にかかわらず、QUICPayS会員の申し出があった場合は、利用代金明細が記載された書面をQUICPayS会員の届出住所宛に送付する方法により、支払額を通知するものとしします。
3. QUICPayS会員の申し出があり当社が認めた場合は、前項の書面をQUICPayS会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物についてはQUICPayS会員本人の届出住所宛に送付することについてQUICPayS会員は異議ないものとしします。
4. QUICPayS会員が第1項、第2項の通知を受けた後、1週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。

第13条(費用・公租公課等の負担)

1. 当社に対する本カード利用代金等の支払に要する費用は、QUICPayS会員において負担するものとしします。
2. QUICPayS会員は、本カード利用に基づく債務の支払を遅滞したことにより当社が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円(税込み)、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、当社に対し別に支払うものとしします。
3. QUICPayS会員は、第10条第2項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき当社が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、当社に対し別に支払うものとしします。
4. QUICPayS会員は、本カード利用に基づく債務の支払遅滞等、QUICPayS会員の責に帰すべき事由により当社が訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を別に支払うものとしします。
5. QUICPayS会員は、本カード利用に基づく債務について当社より書面による催告を受けた場合には、当該催告に要した費用を負担するものとしします。
6. QUICPayS会員が当社に対して支払う費用・手数料等に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税を含む)が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとしします。

第14条(本カードの紛失・盗難等)

1. 本カードの紛失・盗難やQUICPayS会員が第3条に違反したことにより他人に本カードを使用された場合は、その利用代金はQUICPayS会員において負担するものとしします。
2. 前項の規定にかかわらず、QUICPayS会員が紛失・盗難の事実をすみやかに当社に届け出た上で所轄警察署へ届出を行うとともに、当社所定の紛失・盗難に関する届出書を提出し、保険の適用が認められた場合は、当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した損害については、当社はQUICPayS会員に対して、その支払を免除するものとしします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該本カードが他人に使用されたことによるQUICPayS会員の支払は免除されないものとしします。
 - ①本カードの紛失・盗難がQUICPayS会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - ②QUICPayS会員の家族、同居人、留守人等、QUICPayS会員の関係者によって使用された場合。
 - ③当社のQUICPayS会員規約に違反している状況において、紛失・盗難が発生した場合。
 - ④戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - ⑤QUICPayS会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害

状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。

⑥その他、QUICPayS会員が当社または損害保険会社の指示に従わなかった場合。

3. QUICPayS会員は、前項に定める保険の適用を受けるため、本カードの紛失・盗難等による損害を知った時から30日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。

第15条（本サービスの一時停止、中止）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、QUICPayS会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
- ①本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にはまたは緊急に行う場合。
 - ②火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが困難である場合。
 - ③その他、当社が本決済システムの運用の一時停止または中止が必要と判断した場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、QUICPayS会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
3. 前二項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、QUICPayS会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。

第16条（QUICPayS会員退会、QUICPayS会員資格の喪失）

1. QUICPayS会員は、当社所定の方法により退会することができます。この場合、QUICPayS会員は、本カード利用代金等の当社に対する未払債務を完済したときをもって退会手続が完了するものとします。なお、退会の際に当社が求めた場合は、支払期限のいかんにかかわらず、未払債務全額を直ちに一括して支払うものとします。
2. QUICPayS会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、①～⑦については当社が通知をしたときに、⑧については当然にQUICPayS会員資格の喪失をします。
- ①本入会申し込みの際し、あるいは入会後の各種届出に際し、虚偽の事実を申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料を添付したとき。
 - ②本規約のいずれかに違反したとき。
 - ③本カード利用等による支払金、その他当社に対する債務の履行を遅滞しているとき。
 - ④会員の信用状態が著しく悪化し、あるいは換金目的による本決済システム利用等本カードの利用状況が適当でないまたは不審であると当社が判断したとき。
 - ⑤その他会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
 - ⑥本カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がないとき。
 - ⑦QUICPayS会員が第24条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、カード会員資格を継続させることが不適当であると当社が判断したとき。
 - ⑧QUICPayS会員の更新カードが発行されることなく、本カードの有効期限が経過したとき。
3. QUICPayS会員は、前二項のいずれの場合においても、当社の指示に従い、直ちに本カードを返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。
4. QUICPayS会員が本条第2項①～⑤の各号に該当した場合、当社はQUICPayS会員の本人カード利用を一時的に停止する措置を講じることができるものとし、またQUICPayS会員は、会員資格の喪失の有無にかかわらず、当該各号に該当する状況においては本カードを利用してはならないものとし、当該状況における利用に基づく支払債務については、直ちに一括して当社に支払うべ

きことを請求されても異議ないものとしします。(QUICPayS会員が別途クレジットカードの貸与を受けていた場合、クレジットカードについても同様としします。)

- QUICPayS会員は、退会あるいは会員資格の喪失後においても、QUICPayS会員として利用していた本カードにかかる盗難保険申請手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとしします。
- QUICPayS会員は、当社が第3条または第5条に基づき送付した本カードについて、QUICPayS会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPayS会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとしします。

第17条 (期限の利益喪失)

- QUICPayS会員が次のいずれかに該当した場合は、本規約に基づく債務(本カードの利用時期にかかわらず)、その他当社に対する一切の債務について何らの通知・催告を受けることなく当然に期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとしします。
 - 当社に対する債務の支払を1回でも遅滞したとき
 - 自ら振出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
 - 保全処分(信用に関しないものは除く)、強制執行、競売等の申立を受け、または公租公課を滞納したとき。
 - QUICPayS会員に対して破産・民事再生・特定調停等法律上の債務整理手続の申立があったとき。
 - 逃亡、失踪、または刑事上の訴追を受けたとき。
 - 本カードを他人に貸与し、本カードまたは商品について質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - 本規約以外の当社に対する金銭債務を当社の催告期限内に支払わないとき。
 - QUICPayS会員が住所変更の届出を怠るなど、QUICPayS会員の責に帰すべき事由により、当社にQUICPayS会員の所在が不明となったとき。
 - QUICPayS会員が死亡した場合であって、支払金の支払が3回以上なかったとき。
 - 第24条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- QUICPayS会員が次のいずれかに該当したときは、当社の請求により、本規約に基づく債務(本カードの利用時期にかかわらず)、その他一切の当社に対する債務について期限の利益を喪失し、未払債務全額を直ちに支払うものとしします。
 - 本規約上または当社・QUICPayS会員間で締結した他の契約上の義務に違反し、その違反が本規約または当該他の契約に対する重要な違反となるとき。
 - その他QUICPayS会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - 会員資格を喪失したとき。

第18条 (届出事項の変更等)

- QUICPayS会員は、当社に届け出た住所・氏名・電話番号・職業・勤務先・取引目的・支払口座等について変更のあった場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届出しなければならないものとしします。
- 前項の届出がないために当社から当社所定の手段により送付する通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、前項の届出を行わないことについて、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではないものとしします。
- QUICPayS会員が、当社の発送した郵便物の受領を拒絶したときは、当該受領拒絶のときに到達したものとみなします。郵便物が不在留置期間満了のため当社に還付されたときは、留置期間満了時をもって受領を拒絶したものとみなします。

第19条 (規約の変更)

当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、ブランド所定ルールもしくは法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等(本条において、以下「本規約等」という)を変更する旨、変更後の本規約等の

内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

第20条（準拠法）

会員と当社との契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

QUICPAY S会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかににかかわらず、QUICPAY S会員の住所地、購入地および当社の本社、支社、支店もしくは営業所の所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに同意します。

第22条（個人情報の取扱）

当社が本カード取引に際して収集する個人情報の取扱については、本規約とは別に定める「個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」（後掲）に定めるところによるものとします。

第23条（取引時確認）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という）に基づく取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、入会を断ることやカードの利用を制限することがあるものとします。
2. QUICPAY S会員は、自らが（犯罪収益移転防止法上の）次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく当社に通知しなければならないものとします。
 - ①外国政府等において重要な地位を占める者（以下「外国政府高官」という）もしくは元・外国政府高官
 - ②前号に掲げる者（物故者を除く）の家族

第24条（確約事項）

1. QUICPAY S会員は、QUICPAY S会員が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他上記①～⑤に準ずる者
2. QUICPAY S会員は、自ら又は第三者を利用して次の事項に該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた要求行為
 - ③本契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他上記①～④に準ずる行為

第二章 <本カード利用に関する条項>

第25条（本カード利用方法）

1. QUICPAY S会員は、QUICPAY 加盟店において本カードを提示し、QUICPAY 専用端末に本カードをかざす等所定の操作を行うことにより、QUICPAY 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という）ができます。この際、署名をする必要はありません。
2. QUICPAY S会員は、以下の事項について予め承諾するものとします。
 - ①当社またはQUICPAY 加盟店において特に定める貴金属・金券類・車輛等の一部の商品・サービスについては、本カード利用が制限される場合があること。
 - ②QUICPAY 加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し第8条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、当社が不適当と判断することにより本カード利用を断る場合があること。また、当社がQUICPAY 加盟店に対してQUICPAY S

会員本人による利用であることを確認する場合があること。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあること。

- ③ Q U I C P a y 加盟店が違法な内職モニター商法等の業務提供誘引販売、連鎖販売取引、および法令に違反する取引等を行っているとき当社が判断した場合、本カード利用が制限されること。
 - ④ 現金化、キャッシュバック、現行紙幣・貨幣の購入その他換金または融資等を目的とした本カードの利用はできないこと。
 - ⑤ 法令に違反する取引等に本カードの利用はできないこと。
3. Q U I C P a y S 会員は、第 15 条に定めるほか、本カードの物理的な破損・汚損等により、Q U I C P a y 専用端末において本カードの取扱ができない場合、本カードを利用することができないことがあります。

第 26 条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

1. Q U I C P a y 加盟店と加盟店契約を締結している当社以外のクレジットカード会社（以下「他社」という）との契約が債権譲渡契約の場合、Q U I C P a y S 会員は、Q U I C P a y 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、Q U I C P a y 加盟店が他社に債権譲渡したうえで、当社が他社に立替払いすることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、他社が認めた第三者を経由する場合があります。
2. Q U I C P a y 加盟店と当社、または他社との契約が立替払い契約の場合、Q U I C P a y S 会員は、Q U I C P a y 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
 - (1) 当社が Q U I C P a y 加盟店に対し立替払いすること。
 - (2) 他社が Q U I C P a y 加盟店に立替払いしたうえで、当社が他社に立替払いすること。
3. 商品の所有権は、当社が立替払いをしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済されるまで、当社に留保されます。

第 27 条（利用代金の支払区分）

1. 本カード利用代金の支払区分は、「1 回払い」に限られます。
2. Q U I C P a y S 会員は、当該利用代金を第 10 条に定めるところに従い、次回支払日に一括して支払うものとします。ただし、事務上の都合により、次回支払日以降の支払になる場合があることを Q U I C P a y S 会員は予め承諾するものとします。

第 28 条（遅延損害金）

1. Q U I C P a y S 会員は、本カードの支払金の支払いを遅滞した場合、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅滞金額に対し、また期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで残金全額に対し、年 14.60%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. Q U I C P a y S 会員は、金融情勢その他諸般の事情の変化により、上記遅延損害金の料率が変更されても異議ないものとします。

第 29 条（商品の点検）

Q U I C P a y S 会員は、商品の引渡を受けたときは速やかに現物を点検するものとします。

第 30 条（見本・カタログ等と現物の相違）

Q U I C P a y S 会員は、見本・カタログ等により申込をした場合において、引き渡された商品・権利または提供を受けた役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、Q U I C P a y 加盟店に当該商品・権利または役務の交換・再提供を申し出るかまたは売買契約・役務提供契約の解除ができるものとします。なお、売買契約・役務提供契約を解除した場合、Q U I C P a y S 会員は速やかに当社に対してその旨を通知するものとします。

— インフォメーション事項 —

<ご相談窓口>

1. 購入された商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードを利用された Q U I C P a y 加盟店にご連絡下さい。
2. Q U I C P a y S に関連するサービス内容等のお問い合わせについては、下記の当社カスタマーサービスセンターまでお願いいたします。

3. 本規約についてのお問い合わせ等については、下記の当社お客様相談窓口までご連絡ください。

【カスタマーサービスセンター インフォメーションデスク】

〔東京〕 〒135-0016

東京都江東区東陽 6-3-2 イースト 21 タワー
TEL 03-5617-2511

〔名古屋〕 〒460-0003

名古屋市中区錦 2-17-21 NTT データ伏見ビル
TEL 052-239-2511

【お客様相談窓口】

〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

〔東京〕 TEL 03-5617-2533

〔名古屋〕 TEL 052-239-2533

— 個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定 —

第1条（本カード取引にかかる個人情報の取扱い）

1. トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）は、本カードの入会申込および入会後の取引等に際して適正に取得したQUICPayS入会申込者およびQUICPayS会員（以下両者を「QUICPayS会員等」という）の個人情報を、本カード取引を通じたQUICPayS会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い収集・利用・提供および登録を行うものとします。
2. 当社および当社から個人情報の提供を受ける各企業は、QUICPayS会員等の意に反する個人情報の取扱防止とQUICPayS会員等のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
3. QUICPayS会員等は、自己の個人情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

第2条（与信等にかかる収集・利用、預託）

1. 当社は、本契約（本申込を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断、与信後の管理および本人特定ならびにカードサービス提供業務のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を保護措置を講じた上で収集・利用します。

①属性情報

QUICPayS会員等が所定の申込書に記載する等により申告したQUICPayS会員等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、年収状況、アンケート欄への回答内容等（本契約締結後にQUICPayS会員等から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ）

②契約情報

申込日、入会日、入会店舗、会員番号、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報

③取引情報

本カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用QUICPay加盟店の業種区分等の本カード利用の概況に関する情報

④支払情報

本契約に関するQUICPayS会員の利用残高、月々の返済状況

⑤支払能力情報

QUICPayS会員等の支払能力を調査するために必要な情報で、QUICPayS会員等が申告したQUICPayS会員等の資産・負債・収入・支出ならびに当社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況、またこれらの情報を電話等により記録した情報

⑥本人特定事項確認情報

犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づいて、QUICPayS会員等の運転免許証、パスポート、住民票等によって本人特定事項の確認を行う際に収集した情報

2. 前項の収集・利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上でQUICPAY S会員等の個人情報を預託します。

第3条 (各種サービス実施にかかる利用)

当社は、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。

- ① 当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について、当社から宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。
 - ② 当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。
 - ③ 提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため。
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。

トヨタファイナンス <https://www.toyota-finance.co.jp/>

第4条 (個人信用情報機関への照会および登録・利用)

1. 当社は、QUICPAY S会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関 (個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者) および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、QUICPAY S会員等および当該会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法 (昭和36年法律第159号) または貸金業法 (昭和58年法律第32号) により、契約者の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用します。
2. QUICPAY S会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、QUICPAY S会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されます。

登録情報	登録期間
① 本規定に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
② 本規定に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
③ 債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

3. 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

記

- 株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階
TEL (フリーダイヤル) 0120-810-414 <https://www.cic.co.jp/>

※ (株) シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。

4. 当社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

記

- 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL 03-3214-5020
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※ 全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧ください。

- 株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

5. 当社が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名およびその数量/回数/期間、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況となります。
6. 個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関のホームページで公表しております。

第5条 (提携企業への提供・共同利用)

1. 当社は、クレジットカードに関連する各種提携サービスを提供するため、個人情報の保護措置を講じた上で、本規定末尾記載の企業(以下、「共同利用会社」という)とQUICPAY S会員等の属性情報を共同利用します。
2. 本規定の有効期間中に情報の提供・利用先(以下「情報提供先」という)が新たに追加された場合には、QUICPAY S会員等に別途書面により通知し、同意を得るものとします。

第6条 (個人情報の開示・訂正・削除)

1. QUICPAY S会員等は、当社および第4条で記載する個人信用情報機関ならびに第5条で記載する共同利用会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
 - ① 当社または共同利用会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口ご連絡して下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページでお知らせしております。(URL) <https://www.toyota-finance.co.jp/>
 - ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
2. 前項の場合、QUICPAY S会員等は本人であることを証明するための書類(自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。
3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条 (本規定に不同意の場合)

1. 当社は、QUICPAY S会員等が本カード入会契約に必要な記載事項(申込書にQUICPAY S会員等が記載すべき事項)を記載できない場合および本規定の内容を承認できない場合、本カード入会契約をお断りすることがあります。ただし、本規定第3条および第5条(第1項の共同利用を除く)に同意しないことを理由に当社が本カード入会契約をお断りすることはありません。
2. QUICPAY S会員等が、第3条および第5条に同意しない場合、当社は第3条および第5条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。ただし、第5条第1項の共同利用およびご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。
3. 前項に該当する場合、第3条および第5条に記載した利用目的に関連してQUICPAY S会員等に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、QUICPAY S会員等は予め了承します。

第8条 (個人情報の提供・利用の中止の申出)

本規定第3条および第5条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく当社での利用および第5条に基づく当社から情報提供先への提供を中止する措置をとります。ただし、第5条第1項の共同利用およびご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。

第9条 (個人情報に関するお問い合わせ先)

宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他QUIC

P a y S 会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は、下記の当社お客様相談窓口までお願いします。なお、当社では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

[対応部署] お客様相談窓口

[住所等] 〒451-6014

名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

[東京] TEL 03-5617-2533

[名古屋] TEL 052-239-2533

第 10 条（本カード入会契約の不成立、退会等の場合）

1. 本カード入会契約が不成立の場合は、第 2 条及び第 4 条第 2 項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。
2. 退会等により Q U I C P a y S 会員でなくなった場合、第 2 条及び第 4 条第 2 項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第 11 条（本規定の変更）

1. 本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
2. 本規定のうち、取り扱う個人情報の内容、個人情報の収集・利用の目的、情報提供先への提供・利用について変更が生じた場合は、Q U I C P a y S 会員等に通知し、同意を得るものとします。
3. 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ Q U I C P a y S 会員等に通知するものとします。

< 共同利用会社 >

本規定第 5 条第 1 項に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○トヨタ自動車株式会社

〒471-8571

愛知県豊田市トヨタ町 1 番地

[目 的] G A Z O O 等の各種 W e b 関連サービスの提供

第1条（規定の目的）

1. 本規定は、トヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という）において、会員の本カード等の利用に応じて当社がQUICPay S会員に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じた特典を提供する制度（以下「ポイントサービス」という）の内容および特典を受けるための条件に関する基本的事項を定めるものです。
2. 当社は、必要と認めるときはいつでも、本規定の内容を変更することができるものとします。この場合、当社は予めまたは事後に、当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によってQUICPay S会員にお知らせします。
3. ポイントサービスの特典内容、諸手続に関する詳細は、別途当社が発行する「ご利用のしおり」その他の書面等（以下「利用ガイド等」という）により案内するところによります。
4. 本規定に定めのない事項については、QUICPay S会員規約（以下「会員規約」という）が適用されるものとします。

第2条（ポイントサービスによる還元）

1. QUICPay S会員は、本規定および利用ガイド等の定めるところに従い、所定の申請を行うことにより、QUICPay S会員の選択するコースに応じて当社から所定の還元を受けることができます。還元の内容は、QUICPay S会員が選択した還元コースおよび本カードによるショッピングの利用代金等（以下「本カード利用代金等」という）に応じて当社から付与されるポイント（以下「ポイント」という）の残高により異なります。
2. 本カード会員資格を喪失した場合は、ポイントサービスを利用することはできません。

第3条（ポイントの付与対象）

本カード利用にかかる取引であっても、当社所定の取引については、ポイント付与の対象にならないものとします。

第4条（ポイントの付与日）

ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られた本カード利用代金等に応じて、当月内の所定日に付与されます。

第5条（ポイントの付与取消）

QUICPay S会員の商品・役務等の購入の取消等により、ポイント付与の対象となる本カード利用代金の全部または一部が取り消された場合は、取消額に応じたポイントも、当社所定の方法により取り消されるものとします。

第6条（ポイントの計算）

ポイントは、会員規約に定めるところにより、当社所定の方法によって締め切られた本カード利用代金等に応じて、次のとおり計算され、①②の合計ポイントが付与されるものとします。

- ①本カード利用代金の合計額（1,000円未満は切り捨て）に対して、1,000円につき当社所定の率を乗じて得られるポイント
- ②その他、当社が別途指定する特定の取引等に対して当社が別途定めるポイント

第7条（ポイントの蓄積と有効期間）

QUICPay S会員は、ポイントの付与日から24ヶ月間、そのポイントを蓄積することができますが、当該期間を経過したポイントは、自動的に失効することになります。

第8条（QUICPay S会員へのポイントの連絡）

第6条の計算に基づき毎月新たに付与されるポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、QUICPay S会員に通知等されるご利用明細書上に記載されます。また、QUICPay S会員は電話その他所定の方法により当社に問い合わせることによって、随時にポイント残高を確認することもできます。

第9条（ポイントの還元申請の条件および手続等）

1. ポイントの還元申請をすることができるのは、申請の時点で会員資格を有しているQUICPay S会員に限るものとします。
2. ポイントの還元申請にあたり、QUICPay S会員は、希望する還元内容に応じて還元コースおよび還元ポイント数（1,000ポイン

ト以上1,000ポイント単位)を指定するものとします。

- 還元コースには、次のものがあり、その詳細については、利用ガイド等により案内されます。
 - ①第10条所定の《トヨタファイナンス・マイレージプラン》による還元マイルの登録
 - ②ポイントを商品券・商品等で還元するコース
 - ③上記①②の他、当社が設定してご案内するコース
- QUICPAY S会員は、申請の時点で蓄積しているポイント数の範囲内で還元申請を行うものとします。蓄積されたポイント数を超過して還元申請がなされた場合、当該申請は無効となります。また、1ヶ月間に還元を申請できるポイント数には、利用ガイド等に定める上限があります。
- QUICPAY S会員は、次の方法により還元申請を行うことができます。
 - ①当社に対し所定の方法により還元申請用紙を請求し、当該用紙に必要な事項を記入して当社に提出する方法。
 - ②上記の他、別途当社が定めてQUICPAY S会員にご案内する方法。
- 還元コースに応じた還元申請の条件および手続については、本規定の他、利用ガイド等により定めるところによるものとします。
- 既に行った還元申請を取り消し、またはその内容を変更することはできません。

第10条 (マイルによる還元)

- QUICPAY S会員の申請した還元コースが、日本航空株式会社(以下「JAL」という)の運営するJALマイレージバンク(以下、「JMB」という)によるマイル(以下「マイル」という)の登録《トヨタファイナンス・マイレージプラン》である場合、QUICPAY S会員は、還元申請用紙にJALから付与されたJMBの会員番号等の所定事項を記入し、当社に対して当該用紙を提出するものとします。
- QUICPAY S会員がJMBに未入会の場合、マイルによる還元を受けることはできません。
- マイルによる還元を申請する際に、QUICPAY S会員がJALから付与されたJMBの会員番号を誤って記入した場合に、当該申請に基づくマイルの登録がQUICPAY S会員以外の第三者に対してなされることがあります。この場合の誤記入に基づく第三者へのマイルの登録に関しては、当社は責任を負いません。
- 還元申請に基づき第12条の登録が完了したマイルは、JALにおいて管理されるものとし、当社はこれについて責任を負わないものとします。

第11条 (還元の決定)

- 当社は、QUICPAY S会員からの還元申請を受付けた後、所定の期間内に所定の審査を行い、その還元の可否を決定するものとします。
- 当社は、所定の審査により、QUICPAY S会員もしくはその家族会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為をしたと認めた場合、または会員規約その他の規定を遵守していないと認めた場合には、当該QUICPAY S会員への還元を拒否または留保することができます。この場合、QUICPAY S会員にその旨通知されます。
- 当社は、前条の規定にかかわらず、JALにおいてQUICPAY S会員がJMBに関する会員規約を遵守していないと認めてマイルの登録を拒否もしくは留保した場合には、当該QUICPAY S会員へのマイルの登録を拒否または留保することができます。この場合、QUICPAY S会員にその旨通知され、当該還元申請は無効となります。

第12条 (還元の方法)

当社は、前条に基づき還元決定に従い、QUICPAY S会員の指定に基づき還元対象となったポイント残高を、次の各号のいずれかの方法により還元します。

- ①還元の種類がマイルによる還元の場合、当社所定の率で換算したマイルを、前条の還元決定後の所定日時時点でJALにおいて管理されているQUICPAY S会員のマイル登録先に登録する方法。
- ②還元の種類が上記①以外である場合には、還元の種類に応じて別

途当社が定める方法。

第13条（公租公課）

ポイントサービスによる還元について公租公課が課せられる場合、QUICPayS会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第14条（ポイントの消滅）

QUICPayS会員が、理由の如何を問わず、本カード会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定またはポイントサービスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第15条（本カードの切替）

QUICPayS会員がクレジット商品の種類を切替えた場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定またはポイントサービスにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第16条（ポイントサービスに関する疑義等）

1. QUICPayS会員は、理由の如何を問わず、ポイントサービスにおける権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元申請資格に関する疑義、その他ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、当社の決するところによるものとします。

第17条（終了・中止・変更等）

1. 当社は、予告なしに、いつでもポイントサービスを終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとし、QUICPayS会員は予めその旨承認するものとします。
2. 当社は、第6条にいう当社所定の率もしくは加算率、第12条にいう当社所定の率を予告なしに、いつでも変更できるものとします。
3. ポイントサービスの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

※この会員規定に同意いただけない場合は、退会手続をとらせていただきますので、その旨お書き添えの上、カード利用前にカードを切断し利用不能の状態にして当社へご返却下さい。

(取扱カード会社)
トヨタファイナンス株式会社

2020年4月版

1600805